

総合通信局説明資料

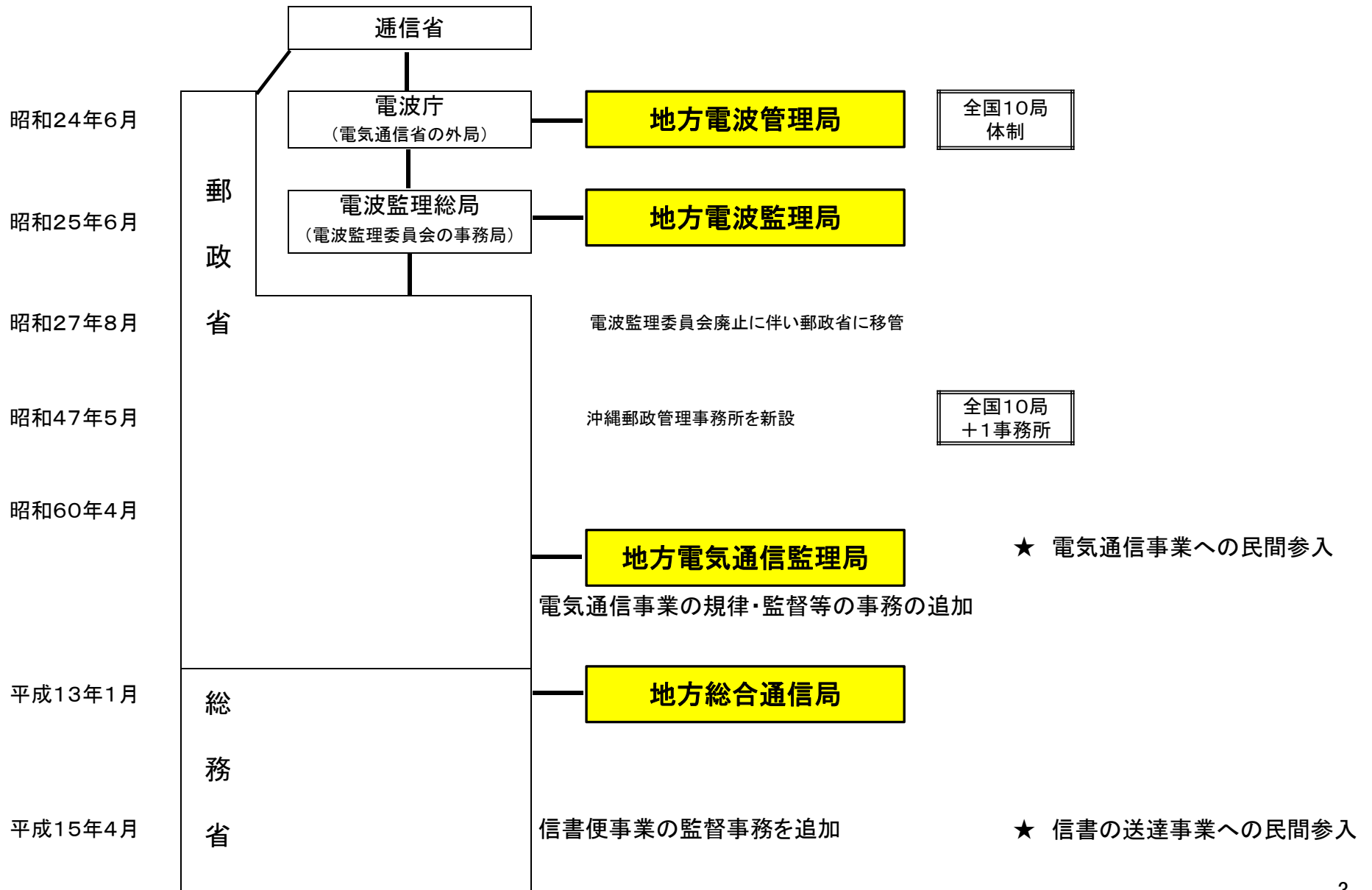
平成22年5月
総務省

目 次

1	総合通信局の沿革・概要	P. 2
2	情報通信行政における「国が担う役割」	P. 5
3	全国知事会「出先機関原則廃止PT」中間報告への対応	P. 8
4	個別の事務・権限の見直しについて	
(1)	ケーブルテレビ等の許認可等	P. 12
(2)	電気通信事業の登録・届出	P. 15
(3)	情報通信による地域振興	P. 18
(4)	研究開発	P. 20
(5)	信書便事業の監督	P. 21

1 総合通信局の沿革・概要

1-① 総合通信局の沿革



1-② 総合通信局の概要

組織

全国11局(沖縄事務所含む)

(北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄)

* 県単位事務所なし

定員

1,387名(平成22年度末定員)

1局平均約126名

(関東294名、沖縄事務所44名等)

* 定員合理化計画に基づき、18~22年度に183名の定員削減を実施
(純減122名)

2 情報通信行政における「国が担う役割」

2 情報通信行政における「国が担う役割」

情報通信行政の目的・性格

1 目的

- 電波の有効利用の推進
- 放送のデジタル化の推進
- 電気通信事業の競争促進
- ICTの利活用の高度化
- ICT研究開発の推進
- ICT国際競争力の強化
- 情報通信インフラの安心・安全な利用環境の整備

2 性格

- 情報通信行政は、ネットワークの全国統一的な監督、ICTが国際競争力の鍵を握るものであることなどから、国による全国的、先進的な対応が必要となる。特に、電波の周波数の割当計画の策定や国内外の電波監視などは、全国知事会「出先機関原則廃止PT」中間報告(H22.3.23)においても、「国家的な視点から国が事務を行う必要がある」とされているところ(次頁参照)。
- 今月発表された原口ビジョンIIIは、「新たな電波の活用ビジョン」「光の道」100%の実現」「地域におけるICT利活用の促進」などを掲げており、引き続き国の役割は大きい。

本省

情報通信行政における

- 総合的な政策に関する企画・立案
- 大規模、国際的な施策に関する事務の執行

施策の
具現化

総合通信局

1. 無線局の免許、管理
 - ・ 地域の実情に応じた電波の監督・管理(混信回避等)
2. 電波利用環境の維持(電波監視等)
 - ・ 特殊機器による違法電波監視
3. 電気通信事業の規律・監督
 - ・ ネットワーク接続による広域化
4. 地域の情報化の推進
 - ・ 情報通信による地域振興、施策の周知広報等
5. 信書便事業の監督
 - ・ 送達過程全般の全体的、一貫監督

施策の
提案

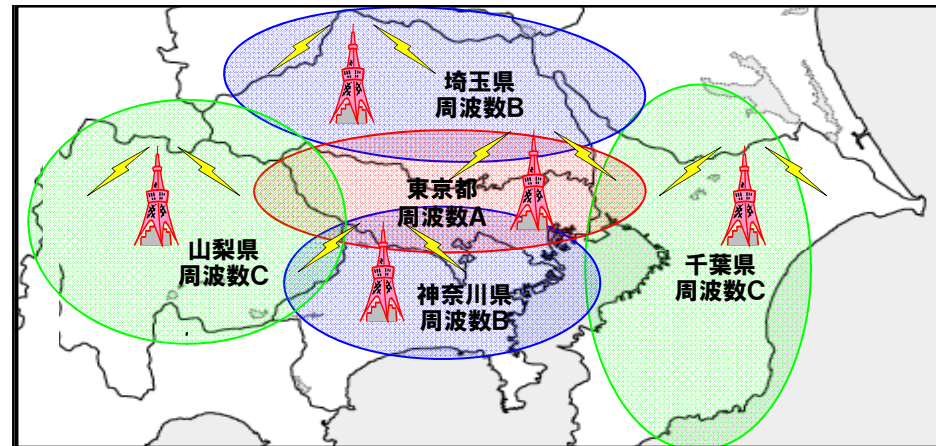
1 無線局の免許、管理

行政区域とは無関係に伝播・拡散する電波の特性を踏まえた無線局免許の審査・管理が必要

混信回避のための広域的な視点で免許

※ 周波数の繰り返し利用により3波で5つの都県をカバー。

- ・ 電波は混信すると通信ができない。
- ・ 電波利用の拡大を背景に周波数は逼迫。
- ・ 多くの者が電波の恩恵を享受するためには、電波法に基づく無線局の運用と周波数の有効利用の促進が必要不可欠。
- ・ 国は周波数や空中線電力を指定した上で無線局に免許。

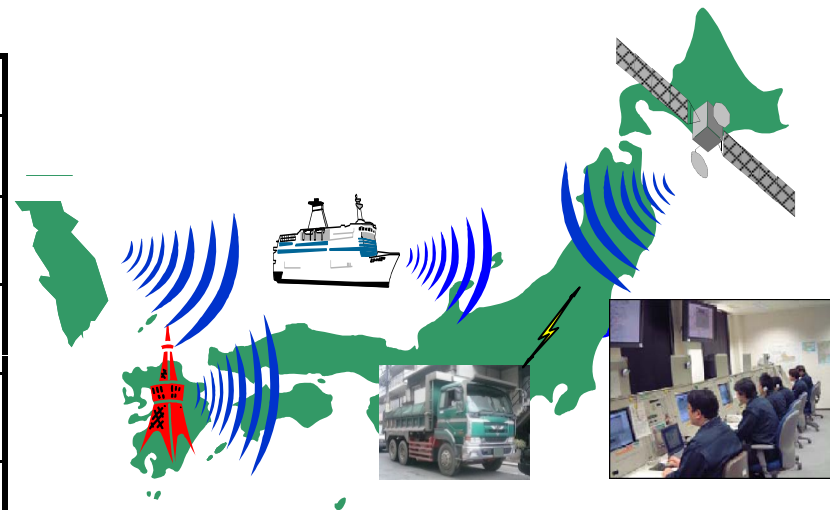


2 電波利用環境の維持(電波監視等)

専門性の高い職員と特殊な監視機器により、広域で多発している妨害源を迅速に摘発・排除

県境を越える混信妨害の事例

発生時期	妨害発生場所 ⇒ 被害場所	県境・国境を超える 妨害事例
平成21年12月	福井県 ⇒ 兵庫県	兵庫県の 水防用テレメータ 回線に混信が発生。監視の結果、福井県の無線局の誤発射と確認。誤発射をしていた無線局を停波措置し、混信を排除。
平成21年5月	室戸沖 ⇒ 紀伊水道上空	紀伊水道上空を飛行中の航空機が 緊急用周波数 の発射を確認。海上保安庁との連携により、室戸沖を航行する外国船籍の衛星EPIRBの誤発射と確認し、海上保安庁が停波措置。
平成21年3月	瀬戸内海 ⇒ 岡山県	国際VHF16ch (緊急遭難用) に混信妨害が発生。中国、四国総通局が共同で監視を実施、発射源が瀬戸内海(倉敷沖)洋上の韓国船舶であることを推定、注意喚起し停波。
平成20年3月	全国	長崎県内の 携帯電話基地局 に混信妨害が発生、同様の被害が各地方で発生したことから共同監視を実施したところ、日本領海を航行中の船舶が妨害源であることが判明、停波。
平成19年8月	埼玉県、栃木県 ⇒ 長野県、千葉県	長野県、千葉県の ドクターヘリ用周波数 に混信妨害が発生、監視の結果、栃木県及び埼玉県内のトラックの不法局を特定し、告発。



3 全国知事会「出先機関原則廃止PT」 中間報告への対応

3-① 全国知事会「出先機関原則廃止PT」中間報告への対応

- 全国知事会出先機関原則廃止プロジェクトチームの中間報告で、「廃止・民営化」又は「地方移管」として仕分けされた15事務・権限のうち、7事務・権限については、廃止、終了又は見直しを検討中。

事務・権限に係る仕分け	総務省の見解
I 廃止・民営化	
1 情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成） 【※本資料 4(3)情報通信による地域振興 18頁】	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; background-color: yellow; padding: 5px; margin-right: 5px;">廃止、終了又は見直しを検討中</div> <div> <p>本省で直接実施するもの、自治体に委ねるものについて、それぞれ検討中。</p> <p>国の施策の紹介を含むものであることから、内容を絞り込んで検討中。</p> </div> </div>
2 情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等） （対地方自治体） 【※本資料 4(3)情報通信による地域振興 18頁】	
II 地方移管	
1 情報通信技術（ICT）に関するベンチャー支援（独立行政法人への推薦）	廃止済。（昨年11月の事業仕分け結果。）
2 民放テレビ難視聴解消事業	本事業は平成20年度で終了。
3 情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; background-color: yellow; padding: 5px; margin-right: 5px;">廃止、終了又は見直しを検討中</div> <div> <p>本省で直接実施するもの、自治体に委ねるものについて、それぞれ検討中。 なお、現状において、民間に対する助成は行っていない。</p> <p>本省で直接実施するもの、自治体に委ねるものについて、それぞれ検討中。</p> </div> </div>
4 情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対民間） 【※本資料 4(3)情報通信による地域振興 18頁】	
5 内部管理業務（地方移譲に係るもの）	地方移譲に係る検討結果に併せて対処する。
6 ケーブルテレビ等の許認可等 【本資料 4(1)ケーブルテレビ等の許認可等 12頁】	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>本省指揮の下、全国レベルでの対応が必要な事務</p> </div>
7 電気通信事業の登録・届出等 【本資料 4(2)電気通信事業の登録・届出 15頁】	
8 公共情報サービスシステムに係る標準仕様の策定（民間に対する委託実験） 【本資料 4(3)情報通信による地域振興 18頁】	
9 特定信書便事業 【本資料 4(5)信書便事業の監督 21頁】	

3-② 全国知事会「出先機関原則廃止PT」中間報告への対応

事務・権限に係る仕分け	総務省の見解
Ⅱ 地方移管	
10 情報通信技術(ICT)に関するベンチャー支援(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律における経営革新計画の承認等)	都道府県をまたがる複数の者から申請があった場合に限り、総合通信局等で各種計画の承認等を行っているもの。既に都道府県が承認主体の事務。
11 情報通信技術(ICT)に関する研究開発(民間に対する助成)	現状において民間に対する助成は行っていない。
12 情報通信技術(ICT)に関する研究開発(国の委託研究) 【本資料 4(4)研究開発 20頁】	本省決定に基づき行う受付窓口事務、地方自治体の業務になじまない事務。本省で直接実施する事を検討中。
13 無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等	無線局の免許等、国専担型の事務・権限に密接に関連するもの。

4 個別の事務・権限の見直しについて

(1)－① ケーブルテレビ等の許認可等

1 主な業務内容

- ① 有線テレビジョン放送施設の設置許可等の事務(技術基準の審査を含む。)

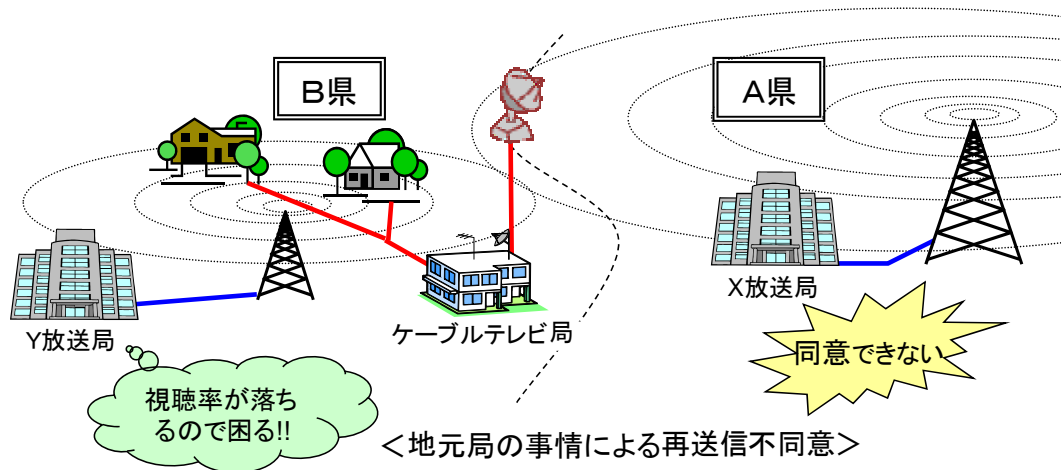
<参考> 自主放送を行う一定規模以上の施設(許可施設)数: 683施設(536事業者、2400万加入世帯)

- ② 有線役務利用放送事業者の登録等の事務(技術基準の審査を含む。)
- ③ 「区域外再送信」の紛争処理に関する事務

総務省では、当事者間の協議を促進させるための取り組みを実施。
また、ケーブルテレビ事業者は、協議が調わない場合等に総務大臣の裁定を申請することが可能。

◇区域外再送信のイメージ

: A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してB県内の世帯に再送信。



<地元局の事情による再送信不同意>

A県の民放事業者がB県での再送信に「同意」を出した場合、B県の同系列の民放事業者の「視聴率」が低下する恐れがある場合。

(1)－② ケーブルテレビ等の許認可等

2 有線放送の現状

- ① 都道府県域をまたがる再送信の問題(「区域外再送信」)
 - ・現在デジタル放送の有効な同意のある再送信は524件(226事業者)[※]。
 - ・現在デジタル放送の再送信を行っておらず今後同意を求める再送信は361件(153事業者)[※]。
- ② 広域的なサービス提供・事業展開
 - ・インターネット接続サービスを提供しているケーブルテレビ事業者は373事業者[※]。
 - ・県域をまたいで施設を設置しているケーブルテレビ事業者は33事業者[※]。
 - ・全国をサービスエリアとして事業展開している有線役務利用放送事業者は5事業者。
- ③ 地方自治体による事業への関与
 - ・都道府県が出資するケーブルテレビ事業者は23事業者[※]。
 - ・市町村が運営主体のケーブルテレビ事業者は159事業者[※]。

※自主放送を行う許可施設を設置している事業者のみ。

3 国と地方の役割分担を変更した場合の課題

- 放送事業者とケーブルテレビ事業者との間で難航する協議(「区域外再送信」)には、県域をまたがる調整が必要である。
- 地方自治体が事業者等となっているケースもあり、事業者(経営者)等と規制当局が同一主体となる、利益相反の問題が発生。
- 伝送路の一部に無線を活用する事例もあり、無線部分を含め、審査を一体的に行うことが効率的であり、各地方自治体が施設の許可のみを切り離して行うことは非効率。
- 「地域密着性」の高い許認可など一部事務のみを地方移管した場合、国・地方の間に新たな二重行政を生じさせるおそれがある。

(1)－③ ケーブルテレビ等の許認可等

4 本省実施をするとしたときの課題(出先機関で実施せざるを得ない理由)

① 規律・監督業務

- ・ 本省だけで規律・監督業務を行うことは、全国各地域に所在する有線テレビジョン放送事業者等に多大な負担(相談来訪の都度、東京に来ていただくことになる等)を強いることになる。
- ・ 停波や障害発生等視聴者に影響を与える事故に対しては、直接職員を派遣して立入検査等を早急に行う必要がある。
- ・ 伝送路の一部に無線を活用する施設の許可は、審査を地方局で一体的に行うことが効率的。

② 「区域外再送信」に係る事務

- ・ 協議の実施状況を踏まえた適切な指導、大臣裁定において必要となる電波の到達状況や視聴実態等の調査といった事務は、現地で行う必要があり、本省からその都度職員を派遣して実施するのは非効率。

(2)－① 電気通信事業の登録・届出

1 主な業務内容

(1) 大規模な電気通信回線設備を設置する場合(※)：登録制

- ※ ① 端末系伝送路設備が一の市町村(特別区及び政令指定都市にあっては区)の区域を超える場合
- ② 中継系伝送路設備が一の都道府県の区域を超える場合

(2) 小規模な電気通信回線設備を設置する場合(※2)又は電気通信回線設備を設置しない場合：届出制

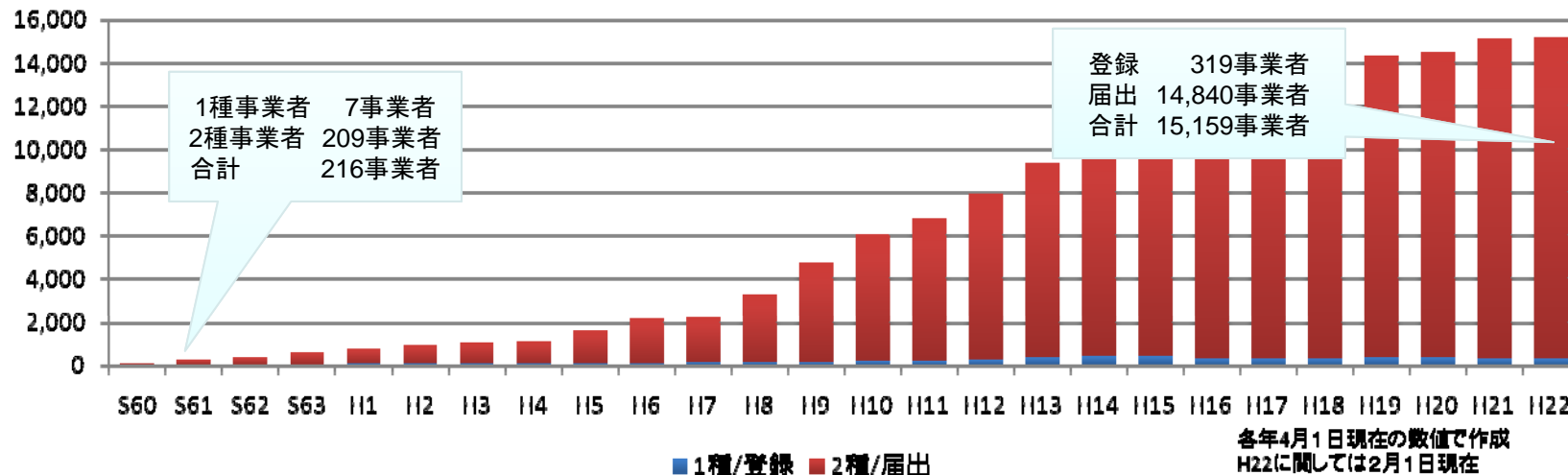
- ※2 上記(1)中①及び②の要件について、それぞれ区域を超えない場合

電気通信事業参入に係る登録については、設置する伝送路設備が地方局の管内を超えない場合は当該地方局で処理し、超える場合は本省で処理する。また、届出については、主たる事務所の所在地を管轄する地方局で処理する。

2 電気通信事業の現状

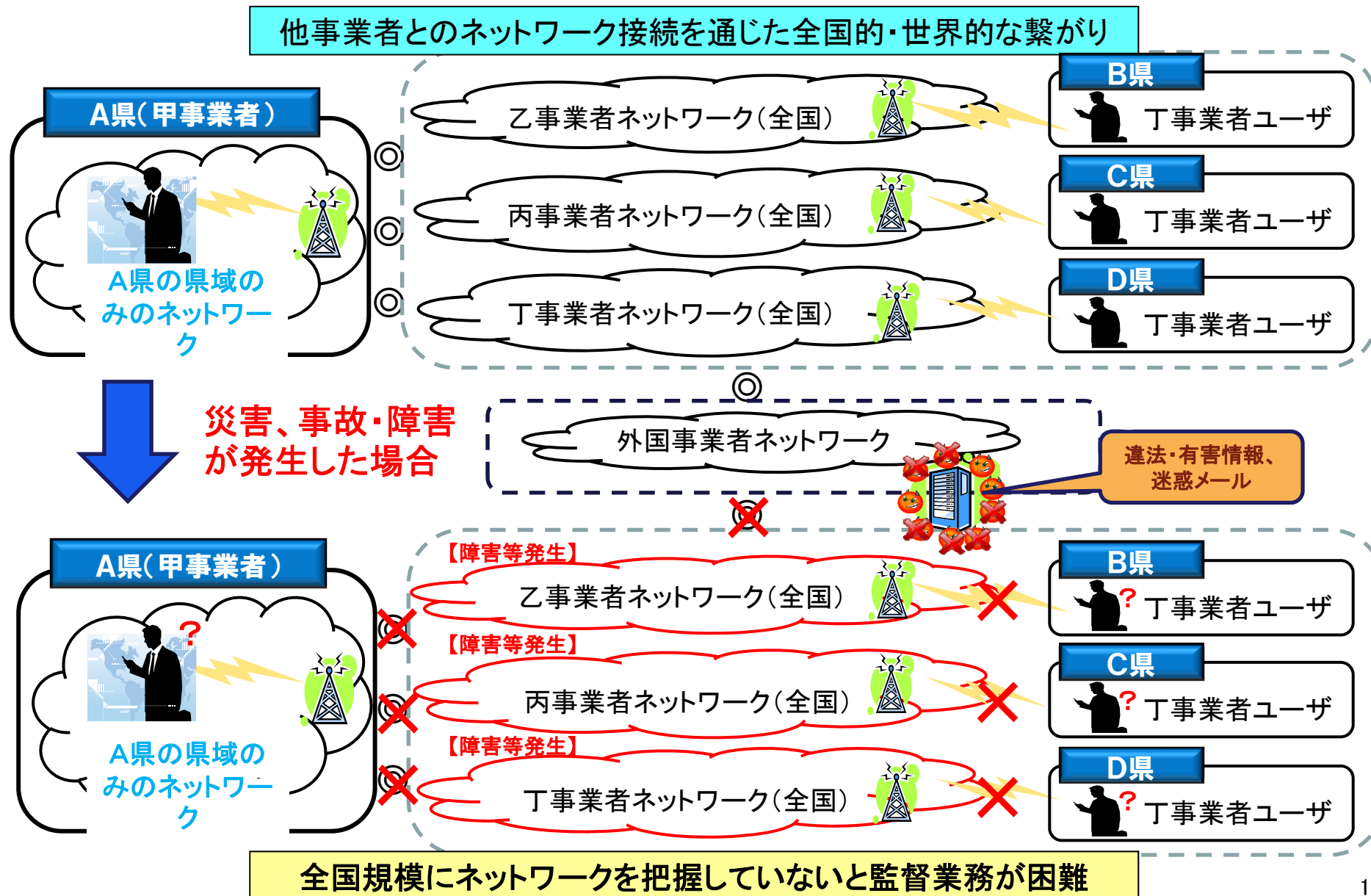
一の都道府県内にとどまった業務を行っていない電気通信事業者が多数

- ・ 平成22年2月1日時点で、約8割の事業者が全国レベルでサービスを提供



(2) - ② 電気通信事業の登録・届出

(参考) 電気通信事業のイメージ



(2)－③ 電気通信事業の登録・届出

3 国と地方の役割分担を変更した場合の課題

- 電気通信サービスは、事業者間接続を通じ全国的、国際的なつながりを有するものであり、県域といった地域概念にとらわれない性格を有する。
- 全国における関連法規の統一かつ公平な解釈・運用や、違法・有害情報対策における実効性のある取組を行う体制を確保するとともに、大規模化・広域化した事故・障害等に迅速に対応することが必要となる。
- 地方自治体が電気通信事業者となっている事例もあり、事業者(経営者)等と規制当局とが同一主体となる利益相反の問題が発生。 ※22府県、199市町村が電気通信事業を行っている。
- 「地域密着性の高い」登録事務など一部事務のみを地方移管した場合、国・地方の間に新たな二重行政を生じさせるおそれがある。

4 本省実施をすとしたときの課題(出先機関で実施せざるを得ない理由)

- 本省だけで電気通信事業の規律・監督業務を行うことは、全国各地域に所在する電気通信事業者等に多大な負担(相談来訪の都度、東京に来ていただくことになる等)を強いることになる。
- 事故・障害発生時の状況把握や再発防止策の実施状況の確認等は、現地で行う必要があり、本省からその都度職員を派遣するのは非効率。
- 伝送路の一部に無線を活用する事例もあり、無線部分を含め、審査を一体的に行うことが効率的であり、各地方自治体が施設の許可のみを切り離して行うことは非効率。

(3)－① 情報通信による地域振興

1 主な業務内容

- 最先端のICT(情報通信技術)の実用化に向けた実証実験・委託事業等の実施
- ICTの導入に係る標準仕様、公共情報サービスシステムに係る標準仕様(地域情報プラットフォーム)の策定
- ICT人材の育成・補完
- 複数の自治体等による広域連携の推進
- ICT利活用に関するセミナー・シンポジウム等の開催

2 情報通信による地域振興の現状

地域の安全・安心の確保、地域経済社会の活性化に資するICT利活用(※)を支援・促進し、地域の先進的な取組事例・ノウハウ等の全国展開を図っている。

※ ICTを利活用して、遠隔医療、児童・高齢者見守り、防災情報提供、テレワーク、地場産業振興、観光情報発信、交通・移動支援、生涯学習支援、住民交流等を実現。

<具体的施策>

- ・ユビキタスタウン構想推進事業(平成21年度)
- ・ICTふるさと元気事業(平成21年度)
- ・地域ICT利活用広域連携事業(平成22年度～)
- ・セミナー・シンポジウム開催(自治体への訪問を含む)
- ・地域情報プラットフォームの策定、PR、助言等(平成19年度～)

(3)－② 情報通信による地域振興

3 国と地方の役割分担を変更した場合の課題

次の(1)、(2)のとおり、内容に応じて本省で直接実施すること、又は自治体に委ねることを検討中。

(1) 国の役割

- ① 先進的技術の標準化・実用化に向けた実証実験等の実施及び公共情報サービスシステムやICT導入に係る標準仕様の策定
- ② 先進的技術の導入に係る相談・アドバイス等（ICT人材の育成・補完）
- ③ 複数の自治体等における広域連携の推進
- ④ ①～③及び情報通信に関する国の施策に係る周知広報・普及啓発

(2) 地方の役割

- ① 既にICT導入に取り組んでいる自治体を中心とした、汎用的技術の導入に係る相談・アドバイス等（ICT人材の育成・補完）
- ② ICT導入に消極的な自治体に対する先端的自治体からの周知広報・普及啓発
- ③ 国から入手したICT利活用に係る各種情報（標準仕様、支援政策等）の域内企業、団体等への伝達・啓発

(4) 研究開発

1 主な業務内容

- ICT分野の独創性・新規性に富む研究開発を民間等に委託する競争的資金制度(平成14年度より実施)
 - ① 地方自治体の研究機関や地方大学、地域の企業等からの提案受付
 - ② 委託契約業務(研究費の配分業務及び経理検査業務)

2 研究開発の現状

- 毎年300件程度の応募があり、50件程度の研究開発を新たに実施。

3 国と地方の役割分担を変更するとした場合の課題

- 本施策は、国が民間等に委託して実施するものであり、総合通信局が実施している事務は地域からの提案受付や委託契約などの庶務的業務である。これら庶務的業務を移管する場合、委託契約の主体が誰になるか等、業務遂行の課題が存在する。

4 本省実施をとするときの課題(出先機関で実施せざるを得ない理由)

- 本省で直接実施することを検討中。

(5) 信書便事業の監督

1 主な業務内容

平成15年4月施行の信書便法に基づき、次の2類型について許認可業務及び検査等の業務を実施

(1) 一般信書便事業

一般信書便役務(一定の大きさ・重量の信書を全国均一料金で原則3日以内に配達)を条件に全ての信書を取扱うサービス

(2) 特定信書便事業(次のいずれかのサービス)

①大型信書便サービス: 3辺合計が90cm超又は重量4kg超の信書便物を送達するサービス (例: 本庁・支庁間の巡回便)

②急送サービス: 3時間以内に信書便物を送達するサービス (例: バイク便等の急送便)

③高付加価値サービス: 料金が1,000円超の信書便物を送達するサービス (例: 配達記録、レタックス型)

2 信書便事業の現状

特定信書便事業につき317者が参入 (平成22年4月末現在) 引受通数425万通、売上高35億円 (平成20年度)

3 国と地方の役割分担を変更した場合の課題

- 広域的に事業を行う者による引受通数が多く、一連の広域情報流通ネットワーク(信書の引受・輸送・配達)を阻害
- 他事業者との協定等を通じた全国的・広域的な事業展開を阻害するおそれ
- 「地域密着性の高い」許認可など一部事務のみを地方移管した場合、国・地方間に新たな二重行政が生じるおそれ

→特定信書便事業者317者のうち全国又は複数都道府県を提供区域とする者は、約4割の124者
(その引受通数258万通(全体の61%),売上高2,410百万円(全体の70%))

4 本省実施をすとしたときの課題(出先機関で実施せざるを得ない理由)

- 許認可申請や信書送達に関する各種相談は多く、全国各地から寄せられる
- 検査は現場(全国各地)へ赴き実施(事業の正確な実態把握のため)

⇒ 本省のみの対応では申請者等の負担増を招き、検査監督の迅速性・機動性を損なうおそれあり